

令和4年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況
 (経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課、
 経済部経済企画局経済企画課 (総務部財政局財政課、税務課))

開催年月日 令和4年3月18日

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答 弁 者 経済部長、経済企画課長、
 エネルギー政策担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 燃油の高騰への対処について (一) トリガー条項発動への見解について (高橋委員)</p> <p>昨年の今頃はガソリン1リットルいくらだったでしょうか、130円台だったのかなという気がしています。第5波のオミクロンが引く頃までには、このコロナが解決した後の経済の活性化を含めて、その先を見込んでの燃油の高騰がどんどん始まってまいりました。今、大変な状況になっているということから、多くの方がこの燃油の問題について、心配があるということで質問をされているところでございます。</p> <p>エネルギーを取り巻く環境については、多くの方から言われているように、今、世界を巻き込んでいるという状況にあるかというふうに思っております。北海道は言うまでもなく、積雪寒冷・広域分散型ということで、ほかの地域と違った生活様態を求められるということでございますし、産業形態もそういう状況であろうというふうに思っていますから、ほかの県よりも燃油に頼るところが非常に大きいというわけでございます。これは産業活動、さらには道民生活含めて、すべてに大きな影響があるということでございます。</p> <p>先ほど須田委員からもありましたけれども、政府は、元売り業者に対して25円を上限に今、支援を行っておりますけれども、これは業者に対する支援でして、私たちがガソリン1リットル入れますと今でも176円とかいろいろ取られているわけで、値段が下がった実感は全くないわけでございます。従って、国の方がそういう対応をしているということも、なかなか肌を感じてこないというのが今の状況かなと思うわけでございまして、直接、消費者が、ガソリンが少し安くなったと実感するのは、トリガー条項の発動なんですよ。トリガー条項というのは、直接、ガソリンを買ったときに値段が安くなったと実感出来るということになるわけでございます。今はトリガー条項は、国の方では政治案件になっているようでございますけれども、いずれにしても、そっちの方向に向かっていくのかもわかりません。</p> <p>このトリガー条項について、道の見解を聞きたいと思います。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>灯油と重油には影響は及ばないということなのですが、岸田総理はここも意識をして議論していきたいという話もしていますから、トリガー条項とは別に、発動する場合は同じような形で、残りの燃油の方にも手が加えられていくのではないかなと思っておりますけれども、このトリガー条項についての特例税率分、これは地方税も関わってくるということになるわけでございます。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>トリガー条項についてでございますが、いわゆるトリガー条項は、ガソリンの平均小売価格が連続3ヶ月にわたり、1リットル当たり160円を超えることとなった場合に、ガソリン及び軽油につきまして、特例税率の適用が停止され、本則税率が適用されるものでございますが、東日本大震災の復興のため、平成23年からその適用が停止されております。</p> <p>仮にトリガー条項が適用された場合には、ガソリンと軽油の税率が引き下げられ、消費者等が購入する際に、ガソリンでは1リットル当たり25.1円、軽油では17.1円、価格が引き下げられることとなりますが、灯油と重油の価格には影響が及ばないものと認識をしております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 地方税等への影響について (高橋委員)</p> <p>灯油と重油には影響が及ばないということですが、岸田総理は、ここも意識して議論していきたいという話もしていますから、トリガー条項とは別に、発動する。同じような形でこちらの残りの燃油の方にも、手が増えられていくのではないかと考えておりますけれども、このトリガー条項について、特例税率分、これは地方税にも関わってくることになるわけでございます。地方税にどれくらいの影響があるかと言うと、国の方は約5,000億円というふうに言っています。これは、全国ってということですから、そう考えてみますと、地方税への本道への影響について、どのようになるのか聞きたいと思えます。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>今、数字を表していただきましたけれども、ガソリンというのは、購入するときに消費税もかかるわけですね。ガソリンは、税の塊みたいなものでございます。そうなってくると、今お話しがあったように、約263億円の減以上の影響が出てくるということになるのだらうと思っています。こういう状況ですから、トリガー条項は地方にはダメージになってくる。</p> <p>(三) 備蓄の放出について (高橋委員)</p> <p>一方、国の方は、一度備蓄の放出をしたわけですが、国の方も、この放出はほんの数日間という量でございました。焼け石に水のような感じではございましたけれども、この備蓄放出に対する見解をお聞きしたいと思えます。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>価格を下げることは目的としていないんですけれども、市中にある燃油が増えれば、必然的に価格への影響も出てくるというふうに思うわけでございます。結果として価格が少し安定するということに向かっているのではないかと考えておりますので、備蓄は何のためにやっているのかということがありますけれども、様々な手法を使っていたらいいというふうに思っています。</p> <p>(四) 物流関係への対策について (高橋委員)</p> <p>特例税率、これはガソリンを対象にしている訳でございますけれども、原油が高騰すれば原油を原材料とする他の燃油にも当然単価に響いてくる訳でございます。</p> <p>政府はハウス用の重油やタクシーなどのLPガス、灯油への支援を行おうとしていますが、とりわけ燃油が値上げとなってもですね、なかなか価格に転嫁できない物流関係のフェリーですとか、運送業はかなり厳しい状況にあると思っています。</p>	<p>(経済企画課長)</p> <p>地方税等への影響についてでございますが、いわゆる「トリガー条項」が発動された状態が1年続いたと仮定した場合の本道への影響額につきまして、令和2年度の決算額を基に機械的に試算しますと、軽油引取税については、指定市への交付金を差し引いた実質的な手取額で約246億円の減、地方揮発油譲与税につきましては約17億円の減となりまして、全体では約263億円の減となるところでございます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>備蓄石油の売却についてでございますが、国では、今般の備蓄石油の売却について、国際石油市場の安定に向け、石油備蓄法に反しない形で、従来から行ってきた油種の入替えの一環として、原油市場の動向や関係国との協調を勘案し、前倒しで実施したもので、直ちに原油価格を下げることを目的とした措置ではないとしており、道といたしましては、国において、引き続き、産油国への働きかけをはじめ、原油市場の安定化に向け取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>(経済企画課長)</p> <p>燃油高騰への対応などについてでございますが、道では、燃油価格の高騰の影響緩和に向け、昨年末、国や石油元売各社等への要請をはじめ、特別相談窓口や制度融資といった事業者支援などの対策を講じてきましたが、燃油・原材料価格の高騰の長期化により、物流など、事業者の方々を取り巻く経営環境へのさまざまな影響が懸念されたところでございます。</p> <p>このため、道では、先月、庁内関係部局と連携し、業界団体等のヒアリングを行うとともに、国に対しま</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>改めて道の認識を伺うと共に、これまでの対策について伺っていききたいと思います。</p> <p>(四) 一 再 業界団体等へのヒアリング結果について (高橋委員) ヒアリングでは、この実情を皆さんに訴えられたと思いますけれども、どのようなご意見があったかお聞きしたいと思います。</p> <p>(高橋委員) 相当、皆さん大変な思いをしているだろうと思います。</p> <p>(五) 戦争による影響について (高橋委員) 現在の原油先物取引では、原油1バレル当たり100ドル前後となっておりますけれども、専門家によると、ロシア・ウクライナの関係で、様々な動きが出てくるということになれば、200ドルを突破するのではないかということも言われております。OPECなどの主要産油国では、アメリカの増産の要請には消極的であるということでございます。</p> <p>既に、ガソリンは1リットル172円から6円という状況になっております。補助金の上限が25円ですから、それを換算すると、195、6円になっている状況だろうと思っております。仮に200ドルに値上げになるとすれば、ガソリン1リットル260円台になるといことで、政府の補助金25円を差し引いても、230円台になるといことになるわけでございます。</p> <p>そうなってくると、全産業、ほぼ全産業に影響が出てくるということになりますし、国民の生活にも全て影響が出てくるということが懸念される訳でございます。行政は様々な状況に対応して対策を打っていかねければなりませんけれども、今後の対策について経済部としての考え方をお聞きしたいと思います。</p> <p>(高橋委員) <u>この問題はですね、大きな問題ですから、知事のご意見も聞きたいと思っておりますので、お取計らいよろしく</u>お願いします。</p>	<p>して、産業活動への影響緩和に向けた、さらなる対策の強化について要請を行いました。</p> <p>(経済企画課長) 業界へのヒアリングについてでございますが、ヒアリングは、庁内関係部局と連携し、経済団体をはじめ、運送業や製造業といった各種業界団体などに実施したものでございまして、その中の声としましては「燃油高騰は経費増加に直結し、経営に影響する」、「経費節減のため、営業時間を短縮している」、「価格転嫁を検討しなければならない」などの声があったところでございます。</p> <p>(経済部長) 燃油高騰への影響などについてでございますが、先月実施いたしました原油・原材料高騰の経営への影響の調査におきましては、全体で94.4%の企業が「影響ある」と回答をしておりますほか、業界団体等に行ったヒアリングでも、「輸送・梱包材コストが上昇している」「高騰が続けば事業存続に影響する」などの回答があったところであります。燃油・原材料価格の高騰の長期化により、事業者の方々を取り巻く経営環境へのさまざまな影響が懸念されているところでございます。</p> <p>国は、今月4日、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑えるため、燃油価格の激変緩和措置について、元売事業者に対する価格抑制資金の支給上限を25円に引き上げるといった対策の強化をはじめ、中小企業対策や漁業、農林業、運輸業などの業種別対策などを盛り込んだ「原油価格高騰に対する緊急対策」を決定し、実施しているところであります。</p> <p>道といたしましては、この対策の効果を注視し、引き続き今後の価格動向とその影響把握に努めながら、必要に応じ、より一層の対策を国に要請いたしますなど、庁内関係部局や関係団体と緊密に連携を図りながら、事業者の方々や道民の皆さまが少しでも影響緩和が図られますよう適切に対応をしてまいります。</p>